

大規模小売店舗計画概要書の作成に関する要領

1 趣旨

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第2の規定による大規模小売店舗計画概要書（以下「計画概要書」という。）は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく手続きを円滑かつ迅速に行うとともに、関係法令との整合を図るため、事前に法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を予定する者（以下「届出予定者」という。）から任意の提出を求めるものである。

2 提出について

(1) 期限

新設及び店舗面積の増床の届出をしようとする日の2月前を目途とし、その他は届出と同時とする。

(2) 提出先

大規模小売店舗の所在地を管轄する地域振興局の商工観光課及び大規模小売店舗の所在地の属する市町村の大規模小売店舗立地法担当課

3 記載方法について

(1) 様式

別紙様式のとおり（予定する届出の添付書類を含む。）

(2) 記載上の留意事項

ア 用紙は、日本工業規格A4縦長型（添付書類については、折りたたみ可とする。）

イ 「配置図」、「平面図」等の図面については、原則として各項目ごとに添付すること。ただし、兼用できるものについては、その旨を記載のうえ、1枚の図面上に複数の項目に係る内容を記載することができる。

4 届出予定者への助言

県は、計画概要書の提出があったときは、遅滞なく庁内関係課に送付するとともに、計画概要書に関する意見を聴き、届出予定者に対して助言を要する事項がある場合は、届出予定者にその旨を通知する。なお、庁内関係課から届出予定者に対して直接助言する場合もある。

また、市町村においても、計画概要書に助言を要する事項がある場合は、届出予定者にその旨を通知する。